

議案第 73 号

東海村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

東海村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 26 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）による国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の一部改正に伴い、被保険者証が廃止されることによる所要の改正を行うための条例の一部改正

## 東海村国民健康保険条例の一部を改正する条例

東海村国民健康保険条例（昭和41年東海村条例第21号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第1項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東海村国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第21条 (略)</p> <p>第22条 東海村は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第1項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第23条～第25条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条～第21条 (略)</p> <p>第22条 東海村は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し100,000円以下の過料を科する。</p> <p>第23条～第25条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

議案第74号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結する。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 第06-17-202-K-002号<br>総合福祉センター中央監視制御装置更新工事           |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札（電子入札）  |
| 3 契約金額   | 金178,046,000円                                       |
| 4 契約の相手方 | 住所 茨城県日立市幸町2丁目8番6号<br>名称 イガラシ綜業株式会社<br>代表取締役 五十嵐 則夫 |

令和6年9月26日 提出

東海村長 山 田



資 料

第06-17-202-K-002号 総合福祉センター中央監視制御装置更新工事一般競争入札（電子入札）参加者名

茨城県日立市幸町2丁目8番6号

イガラシ綜業株式会社

第06-17-202-K-002号 総合福祉センター中央監視制御装置更新工事一般競争入札（電子入札）結果

- 1 入札書比較金額 金175,933,000円
- 2 一般競争入札（電子入札）開票状況

（単位：円）

入札参加者名	入札金額	備考
イガラシ綜業株式会社	161,860,000	落札

（注）入札書比較金額及び入札金額には、消費税及び地方消費税は含まれません。

イガラシ綜業株式会社の概要

本 社 所 在 地	茨城県日立市幸町2丁目8番6号
代 表 者	代表取締役 五十嵐 則夫
資 本 金	3,000万円
営 業 年 数	51年
完成工事高合計	24億8,257万3千円
総 職 員 数	37人（1級技術者19人，2級技術者11人，その他技術者7人）
業 種	電気，管，電気通信，消防施設工事
主な同種工事の施工実績	
	東海村発注：第31-29-102-K-002号（仮称）歴史と 未来の交流館建設工事（電気設備工事）

工事概要説明書

- 1 工事番号 第06-17-202-K-002号
- 2 工事名称 総合福祉センター中央監視制御装置更新工事
- 3 工事場所 茨城県那珂郡東海村大字村松地内
- 4 工事期間 本契約となった日の翌日から令和8年2月27日まで
- 5 工事概要
  - ◆中央制御装置更新
  - ◆リモート装置更新
  - ◆動力盤更新

上記に係る電気設備工事一式

同意第3号

東海村教育委員会委員の任命について

東海村教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 茨城県那珂郡東海村  
氏 名 櫛嶋 裕季子  
生年月日

令和6年9月26日 提出

東海村長 山 田



資 料

氏 名 櫛嶋 裕季子（ぬでしま ゆきこ）  
生年月日  
住 所 茨城県那珂郡東海村  
学 歴 平成 8年3月 茨城県立東海高等学校卒業  
経 歴 平成 8年4月 株式会社サンヨーソーイング入社  
平成13年3月 株式会社サンヨーソーイング退職  
平成15年4月 核燃料サイクル開発機構(パートタイム)  
採用  
平成17年3月 核燃料サイクル開発機構(パートタイム)  
退職  
令和 5年3月 株式会社 Genki Global Dining Concepts  
(パートタイム) 採用  
(現在に至る。)

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 茨城県那珂郡東海村  
氏 名 平田 利明  
生年月日

令和6年9月26日 提出

東海村長 山 田



氏 名 平田 利明（ひらた としあき）  
生年月日  
住 所 茨城県那珂郡東海村  
経 歴 動力炉・核燃料開発事業団（現 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構）職員  
（昭和48年4月～平成27年3月）  
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構嘱託職員  
（平成27年4月～令和2年3月）  
東海村子ども会育成連合会役員  
（平成4年4月～平成13年8月）  
大好きいばらきネットワークカー  
（平成18年4月～令和6年3月）  
東海村人権擁護委員  
（平成30年10月～現在）